

第 59 回 大阪府障がい者施策推進協議会

日時：令和7年12月15日（月）

午後 3 時 00 分から 5 時 00 分

場所：大阪赤十字会館302会議室

■出席委員（五十音順、敬称略）

頭部外傷や病気による後遺症を持つ若者と家族の会 事務局長
大阪府社会福祉協議会 会長
特定非営利活動法人大阪難病連 評議員
大阪手をつなぐ育成会 理事長
桃山学院大学社会学部ソーシャルデザイン学科 教授
桃山学院大学社会学部ソーシャルデザイン学科 教授
障害者（児）を守る全大阪連絡協議会 事務局長
大阪府視覚障害者福祉協会 会長
大阪ともだちの会
大阪府身体障害者福祉協会 会長
大阪小児科医会 副会長
大阪聴力障害者協会 会長
大阪自閉スペクトラム症協会
京都女子大学心理共生学部心理共生学科 教授
大阪狭山市長
大阪府精神障害者家族会連合会 副会長
大阪知的障害者福祉協会 会長
大阪府障がい者スポーツ協会 会長
河南町長

石橋 佳世子
井手之上 優
尾下 葉子
小田 多佳子
小野 達也
黒田 隆之
塩見 洋介
高橋 あい子
壺井 一平
寺田 一男
鳥邊 泰久
長宗 政男
西山 美知
橋本 有理子
古川 照人
堀居 努
松上 利男
宮村 誠一
森田 昌吾

○事務局

定刻となりましたので、ただいまより、「第 59 回大阪府障がい者施策推進協議会」を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たり、福祉部長の吉田より、一言ご挨拶申し上げます。

○福祉部長

もう本当に皆さんにはいつもお世話になっていまして、ありがとうございます。また、年末の押し迫ったお忙しい時期に、こういう形でお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

今日は、第 59 回目の協議会ということで、議題については次第に書かせていただいていますけど、三つあります。一つ目は、現行の障がい者計画の昨年度、令和 6 年度の実施状況について、二つ目は、この協議会のもとに五つ部会を設置していますので、その活動報告をさせていただく、三つ目については、今の第 5 次の計画が、令和 8 年度までが計画期間になっていますので、令和 9 年度にスタートする計画を今検討部会で、ご議論いただいているところです。

検討部会の検討状況について、部会長の方から中間報告という形でご報告いただく予定としておりますのでよろしくお願いします。

今年は万博がありました。10 月 13 日に閉幕しました。そこのテーマはいのち輝く未来社会のデザインでした。やはり、障がいのあるなしに関わらず、全ての方が尊重され支え合いそして、命が輝いていると、一人一人の命が輝いていると、そういう共生社会、いのち輝く地域共生社会っていうのを、大阪府としても皆さんと一緒に作らせていただけたらなというふうに思っております。

今日の会議は、先ほど申し上げた三つのテーマの議題でご議論いただきますけど、その会議の議論ができるだけこれからの障がい者の皆さまの居心地の良い大阪づくりに繋がっていくような、そういう議論になることを期待、祈念しておりますので、今日もよろしくお願いします。

別の予定が入っておりますので、ここで失礼させていただきますけど、後ろに控えているメンバーがしっかり皆さんご意見を承りたい、答えさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。すみません、ここで失礼させていただきます。よろしくお願いします。

○事務局

それでは、本日ご出席の委員の皆様をご紹介します。本年４月１日に委員改選がございましたので、皆様のお名前を順にお呼びさせていただきます。小野会長から時計回りでお名前を呼ばさせていただきます。

桃山学院大学社会学部 教授 小野委員です。

大阪聴力障害者協会 会長 長宗委員です。

頭部外傷や病気による後遺症を持つ若者と家族の会 事務局長 石橋委員です。

大阪府社会福祉協議会 会長 井手之上委員です。

大阪難病連 評議員 尾下委員です。

大阪府視覚障害者福祉協会 会長 高橋委員です。

大阪手をつなぐ育成会 理事長 小田委員です。

桃山学院大学社会学部 教授 黒田委員です。

障害者（児）を守る全大阪連絡協議会 事務局長 塩見委員です。

大阪ともだちの会 壺井委員です。

大阪府身体障害者福祉協会 会長 寺田委員です。

大阪自閉スペクトラム症協会 西山委員です。

京都女子大学心理共生学部 教授 橋本委員です。

大阪狭山市長 古川委員です。

大阪府精神障害者家族会連合会 副会長 堀居委員です。

大阪知的障害者福祉協会 会長 松上委員です。

大阪府障がい者スポーツ協会 会長 宮村委員です。

河南町長 森田委員です。

最後に、本日は業務の都合、オンラインにて参加いただいております、

大阪小児科医会 副会長 鳥邊委員です。

本日は委員数３０名のうち、１９名のご出席をいただいておりますことから、大阪府障害者施策推進協議会条例第５条第２項の規定により、会議が有効に成立しておりますことを報告させていただきます。

なお、本日、鳥邊委員におかれましては、業務の都合上１６時３０分以降にご退席される予定となっておりますのでよろしくお願いします。

次に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。

次第、委員名簿、資料１、資料２、資料３、資料４、資料５を配布させていただきますが、資料の不足等がございましたら、事務局までお知らせ願います。

なお、大阪府においては、「会議の公開に関する指針」を定めており、本指針に基づき、本会議も原則として公開としております。

個人の委員名は記載いたしません、配布資料と共に、委員の皆様の発言内容をそのまま議事録として府のホームページで公開する予定にしておりますので、予めご了承ください。

次に、この会議には、手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員や、点字資料を使用されている視覚障がい者の委員等がおられます。障がい者への情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度、お名前を仰っていただくとともに、手話通訳ができるように、ゆっくりと、かつ、はっきりとご発言をお願いいたします。

また、点字資料は、墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり、言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げる等、ご配慮をお願いいたします。

それでは、今後の議事進行につきましては、小野会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○小野会長

はい皆さんこんにちは。お忙しいところだと思います。

12月半ばということで、まもなく今年も終わりますけれども、先ほど部長の方からもありました。今年は大阪にとっては、大阪万博ありましたし、デフリンピックも開催され、そういう意味では様々、命に関係するような出来事も多かったと思います。

先ほど部長の方からもありました通り、すべての人が尊重されて、一人ひとりの命が輝いている、そういう居心地の良い大阪づくりをしようと、大阪府の部長がおっしゃいましたので、ぜひそれを進めていくために、皆さんと一緒に、今日はいろいろ話すことができたらいいなと思っています。

今日の内容については議題3点、先ほども福祉部長の方からご説明いただきましたので詳しくは繰り返しません。終了時間の方は17時を予定しております。これまでこの会議に長く出ている人はご存知だと思いますけど、いろんな経緯がありましたが近年はしっかりとこの時間を守って進めていこうということになっておりますので、ぜひ進行にご協力いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

それではまず議題1に入っていきます。第5次大阪府障がい者計画の令和6年度実施状況についてということになっております。事務局の方から説明をよろしくお願いいたします。

【議題1：第5次大阪府障がい者計画の令和6年度実施状況について】

○事務局

事務局の障がい福祉企画課です。よろしくお願いいたします。

議題1について、本日は、主に資料2についてご説明させていただきますが、資料1と資料3の説明をさせていただきますと、資料1は、計画を推進していくために具体的な取り組みについて、令和6年度の実施状況を生活場面ごとにとりまとめているので、生活

場面ごとの取組みについては、そちらをご参照ください。資料3は、計画に定める成果目標や障がい福祉サービス等の見込量である活動指標について、令和6年度の実績を市町村一覧として取りまとめておりますので、適宜、ご参照ください。

それでは、資料2についてご説明させていただきます。資料の構成としまして、大きく7つの成果目標の分類ごとに、令和8年度末までの目標、目標達成に向けた考え方、実績の推移として成果目標および関連する活動指標の令和6年度実績をお示ししております。

それらを踏まえて、評価と改善ということで、状況分析と令和7年度の取組等について記しています。

1つ目です。資料1ページ、点字資料1ページになります。「施設入所者の地域生活への移行」についてです。

令和4年度末時点の施設入所者数を基準として、入所者の削減を148人、地域移行者数累計297人という目標に対して、入所者の削減は令和6年度162人、地域移行者数は累計190人となっており、令和8年度末に向けては、概ね計画通りに進んでいるところ

です。

資料2ページ、点字資料5ページになります。評価のところに記してありますが、計画通りに進んでいるのですけれども、課題としては、入所者の重度化・高齢化に対応した地域移行の受け皿となる社会資源の不足といった状況にありますので、今後、地域移行を進めていくにあたっては、重度障がい者の受入に必要な環境整備に係る費用の助成や、重度化・高齢化に対応した支援体制を確保するために必要な報酬や小規模改修への柔軟な制度について、引き続き国に要望しています。

また、施設入所の待機者数が一定おられるなか、やっと施設に入れたということで入所をゴールとして捉えてしまわないように、入所の段階で、「入所中にご本人の特性をアセスメントや支援を構築し、将来的には、本人が希望する場所で生活することをめざしていく」ということを本人や家族、関係機関に伝えるなど、地域移行の意識醸成を図るなどの取組みも行っています。

2つ目です。資料4ページ、点字資料8ページです。「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」についてです。

3つの目標がありますが、1つ目の精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活、3つ目の精神病床における早期退院率については、国から公表されている実績は令和4年6月末時点が最新となりますので、こちらの様式には実績は記しておりません。先程の資料3には令和4年度の実績を記載しておりますので、ご参照ください。

2つ目の精神病床における1年以上長期入院患者数についてです。資料5ページ、点字資料11ページをご覧ください。目標が8,193人以下に対して、令和6年度は7,766人

となっており、現時点で目標達成となっておりますが、1年以上の長期入院をされている方が、まだまだ一定数おられる状況にあり、また、精神疾患の状态的には退院が可能で退院が進んでいない方の割合も増加傾向にあります。

そのため、退院疎外要因が多岐に渡り、病院だけで退院支援を行うことが困難な複合的課題のある方への支援として、府としては、広域コーディネーターによる定期面談やカンファレンスへの参加、ピアサポーター活動の側面的支援、定着化してきた院内茶話会の定期開催、国に対しては、精神障がい者の特性に合った制度改善や現状に合ったきめ細かい報酬上の改善などについて、引き続き要望しています。

3つ目です。資料6ページ、点字資料16ページをご覧ください。「地域生活支援の充実」についてです。実績の推移のところで説明させていただきます。前期計画では地域生活支援拠点を整備するという目標でしたが、今期より中身を充実させていくことの目標となっております。大阪府の整備状況としては、令和8年度末までに忠岡町が整備予定となっており、それ以外の42市町村は整備済の状況です。大阪府としては、令和8年度中にすべてが整備ということになります。

その上で、効果的な支援体制や緊急時の連絡体制の構築や運用状況の検証などの中身については、計画期間中に充実を図っていくことが必要となっております。

そのため、市町村規模や拠点か面的整備かといったタイプごとに、お互いの取組みを参考にできるよう、アンケート実施を実施し、市町村へのフィードバック、強度行動障がいを有する方への支援ニーズを把握するためのアセスメントシートの作成などに取り組むなど、広域自治体としての取組みを行っております。

4つ目です。資料8ページ、点字資料23ページをご参照ください。「福祉施設から一般就労への移行等」についてです。就労移行支援等を通じた一般就労移行者数、就労移行支援事業所の質の確保、就労定着支援利用者数や就労定着支援事業所の質の確保、就B事業所の工賃を目標としております。就B事業所の工賃については、令和3年3月に現行計画を策定していた時には16,500円と設定しておりますが、工賃の計算方法が変わりまして修正したものとしては、21,000円ということで、令和8年度の目標とさせていただきます。

実績では、概ね達成している状況にはありますが、就労定着支援事業所において利用者のうち就労定着率が7割以上となる事業所を全体の2.5割をめざすという目標に対しては、1.4割と少し低い達成状況となっております。

資料11ページ、点字資料31ページになります。就Bの工賃についてです。目標達成に向けて順調に進んでおりますが、全国平均と比べた時に5000円ほど低い状況にあるところから、大阪府としては、引き続き、優先調達や共同受注窓口の利用等により、さらなる工賃向上にむけた支援に取り組んでいるところです。

5つ目です。資料 12 ページ、点字資料 36 ページです。「相談支援体制の充実・機能強化等」についてです。基幹相談支援センターの設置は令和 6 年度末時点では 39 市町村ではありますが、令和 7 年 4 月に泉南市が設置しましたので、残りは忠岡町、熊取町、岬町となっております。この 3 町についても令和 8 年度末の設置にむけて、アドバイザー派遣により助言を行い設置の見通しが立っているところです。

一方、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所の 3 つの役割を整理できていない市町村があるなど、引き続き、運営に課題がある市町村にはアドバイザー派遣を通じた助言や、市町村情報交換会の開催により好事例の情報提供や意見交換などを行っているところです。

6 つ目です。資料 14 ページ、点字資料 43 ページです。「障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組みに係る体制の構築」についてです。サービス提供事業所が報酬請求に係るエラー修正のため、事務作業が煩雑となっているところ、その事務を減らすことで、利用者への直接支援等にかかる時間を充実させるということと、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の順守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、事業所への集団指導や指定権限を有する市町村との協議を行いました。

7 つ目です。資料 15 ページ、点字資料 47 ページです。最後が「障がい児支援の提供体制の整備」についてです。目標としましては、児童発達支援センターの設置、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保、主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保、医療的ケア児支援センターの設置やコーディネーターの配置、関係機関の協議の場などの目標となっております。

実績の推移のところでお示しのとおり、概ね計画通りに推進しているところですが、資料 20 ページ、点字資料 60 ページ中ほどに記している通り、医療的ケア児等のコーディネーターの配置については、医療関係の方が 24 市町、60 名に留まっているような状況でして、医療の知識が豊富な医療関係の活動基盤を持つコーディネーターの養成が課題となっているところです。

以上が議題 1 について、事務局からの説明となります。よろしくお願いいたします。

○小野会長

はい、ありがとうございました。資料 2 を基に説明をいただきました。これから皆さんからご発言いただきますけれども、内容としては、令和 6 年度における実際の取組状況ですので、資料 1 などにもそういうことがまとめられておりますので、その辺り含めて全体をご覧になっていただいて、皆さんが気になるところからご発言をいただければ結構でございます。

ただ、皆さんに発言していただきたいので、できれば発言は 3 分程度で行うということ
で、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

何か気になる点ありましたら、挙手等お願いします。オンラインでご参加の鳥邊委員は
何かアクションしていただければ指名させていただきます。

それでは挙手をいただきましたので、まずは委員からお願いいたします。

○委員

すいません、ありがとうございます。

資料 2 で言いますと 1 ページ、資料 1 で言いますと 9 ページの地域移行に関して、評
価の仕方に関して、移行目標という数値に当てはめて、どれだけ移行できたかという評価
ということになっているのですが、その移行した先で、本来その地域移行というのは
誰とどこでどのように暮らすのかということで、本人の希望に叶った地域移行というのが
一番望ましい姿だと思うのです。

そういう視点で見たときに、移行先での暮らしの質について何も問わないのはどうかな
というふうに思っていて、それは国の評価の視点が大きく影響しているのかなというふう
に思うのですが、国で言いますと、今年、障害者の支援施設のあり方の検討会が行わ
れて、その前年には、検討会を運営していく上での予備調査的な研究会が立ち上がって、
PwC コンサルティングというところが事務局になって、年度末に結果を公表している
のですが、結果を見ますと、たまたまなのですけど、非常に詳しい支援施設の悉皆調
査をしていますので、相当詳しい指標が出ています。地域移行した当事者の地域移行後の
住まいの場所がどうなっているかということに関しては、家庭復帰をした人が 35.6%、
グループホームでの暮らしが同一法人別法人含めて 46.8%、一人暮らしということで
7.6%、その他というのは高齢者施設に入っていかれたという方がほとんどなのですが
、ちょっと気になるのが家庭復帰した 35.6%の方々が、その方々の内訳も、国は調査
をしまして、親と同居というのが 57.2%、親以外の家族・親戚と同居というのが
38.7%です。地域移行という名で、再び家族という私的な支援を軸とした世界の中に送り
返すというようなことでは、やはり本来の地域移行の目的には沿っていないというふう
に思うのです。

大阪府におかれましても、基礎自治体で、地域移行がどういうふうになされて、そして
家庭復帰というような数も含めて、おそらく把握はされているというふうに思うのですけ
れど、その数だけでなく、どういう状態で、どういう状態の家庭に復帰されているのか。
あるいは、きょうだいのところに戻っていくというか、新たにそういう中での暮らしとい
うことをされているのか、中身をしっかり掴んで評価するというようなことができないの
かということが私の意見です。

資料 1 は、相当詳しい評価がここでもされているとは思いますが、とりわけ一番右端の令和 6 年度実施状況というところに少なくとも、移行先の数、状況も含めて、その中で特に気になることとかそういったことも含めて記載がされるべきかと思います。以上です。

○小野会長

ありがとうございます。まずこの地域移行については、いつも中心となる議題で話はしてきたところですが、やはり質の問題がどうなるのだろうというあたりが一番重要になるということで、今のあたり、事務局の方から何か見解はありますでしょうか。できれば、地域移行の中身をもうちょっと示してもらえないか、あるいはそれに対して何かアクションできないかということだと思います。

○事務局

生活基盤推進課でございます。ご意見いただきまして誠にありがとうございます。確かに評価という点に関しましては、地域移行が完了したことをもって目標達成したから評価というふうには考えておりません。今、調査の結果がございましたけれども、概ね大阪府の方でも地域生活へ移行された方の生活の場と言いますのが、やはり家庭の方が一番多く、5割近くいらっしゃいます。次いで、グループホーム、一般住宅の方、その他というふうな状況になってございます。

家庭復帰された後の状況というところに関しまして、府の方では把握はしておりませんが、ただ地域移行をしていくにあたっては、当然ながら、ご本人さんがどこで暮らされるのか、どういった支援が必要なのか、ただ地域生活へ移行するというだけでなく、生活の場を移したということだけではなく、きちんと障がい者のご本人が希望するところで安心して暮らしていただけるような地域での生活づくりへの支援を行うといった、地域全体で支える支援体制が整備されているということがやはり必要というふうに考えておりますので、これが地域できちんと支援体制が整えられていくように地域生活支援拠点等の整備や充実・強化の機能も含めて、府としては評価していきたいというふうに考えております。

○小野会長

はい。委員のご発言はおそらくそのあたりの問題提起だと思いますので、次回以降、そのあたりがもう少し評価に反映できるような形あるいは実際に施策としても何かアクションをすればというべきだったと思います。委員よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

先ほど手を挙げていただいた、委員ですね。よろしくお願いします。

○委員

同じく地域移行の話で発言をさせていただきます。

まず、知的障がい当事者団体として、とても違和感があるのが、福祉計画の見込みの出し方で、見込みというのは本当のニーズがあつての見込みではなくて、実績からの見込みでしかないので、その見込み通りに実績がありますと言われても、そこじゃないという捉え方になってしまいます。それは地域移行以外のところもそうです。見込み通りに実績があるからといってそれでいいわけではない。

地域移行については特に地域移行と言われて20年たちまして、施設にいらっしゃる方が20歳、お年を召したという状況の中の地域移行ということを考えなければいけない。その中で削減数というところが、施設にいる方の人数が減ったという数字ですが、この中に亡くなられた方は何名いらっしゃるのか。それは地域に移行して減ったのではなくて、亡くなられて減ったわけですから、そこを評価できるでしょという数字を出すべきではないので、この人数のうち何人が亡くなられて、施設で命を終えられたのかということ。

同じく地域生活に移行したという数字は、私が地元で同じ福祉計画を確認するときをお願いをして出していただいているのは、どこに移行したかということです。結構多いのが、いわゆる機能訓練の入所施設、リハビリをするために入られた施設で、初めから家に戻ることが決まっていますよね。その数字が入っているのではないか確認したところ、私の地元では入っていました。

地域移行ということが正確に数字だけでは拾えないところは、おそらく市町村から上がってきている数字の合計だと思いますから、そこは市町村にそこを出してくださいと言えば出てくると思うのです。どこに移行されたのかということ、あと年齢ですね、おいくつの方が移行できたのか。おそらく高齢の方は非常に難しくなっていると思うので、そこも数字を上げながら、これからどうしていくのかを考えるべきではないかと思っています。

もう一つの軸は、入所待機者です。本当の意味の地域移行がめざすものは、地域で安心して暮らしていくってことなのです。いくら施設の人数を減らして、地域移行と言ったって、次に入りたい人が現れているのだったら、それ意味ないのです。

どうして入所に待機者が出るのか。いろんな会議で同じこと言わせてもらっておりますが、私たち親は決して施設に入所させたいなんて思って育てた覚えはございませんし、私の知る限り、私の周りの施設入所された親御さんは施設に入所するその日は、本当に泣いて、自分が子どもを捨てるのだという思いで、つらい思いで施設に入所されています。それをやっぱり「やっと入所できた」という言い方は、ごめんなさいしないでほしい。入所しかなかった。そこまで追い詰められた。そういう地域だからこそ、待機者がいっぱい出る。本当に解決しないといけないのは、安心して暮らせる地域をつくるということなので、そこは同時に進めていきたいと思いますので、入所待機者が一体どのぐらいいらっしゃるって、その年代は、どの程度なのかというところを教えてくださいたいです。

高齢でギブアップして親御さんが入所施設に行かせたいと言っているのか、まだ若いのに、入所施設に行かせたいと言っているのか、そういったことを数字で上げていって初めて大阪府としてどういうことを考えるのかということが検討できるかと思っています。

○小野会長

はい、ありがとうございました。委員の方からは、地域移行について何点かお話しいただきました。まず一つは、その数値の出し方で、見込みの数字をどう出しているのかというあたりですね、今後、ニーズに基づいた形で出してほしいというご意見でもあったかと思います。もう一つは、実際にデータの取り方ということになるのでしょうかけれども、どのような地域に移行しているのかということ、本当に移行しているのかどうなのかという中身をもう少し明確にしてほしい、数値だけでは拾えないものもあるのではないかと、ということで、実際にどこに移行しているのかとか、どういう年齢の人が移行したのかということ。これは逆に、入所待機者の方についてもお話がありました。入所待機者がどうどうという理由で入所待機になっているのだろう、どういう年代ってなっているのだろうというあたりもありました。

かなり重い話でもありますので、この辺りについて、何か事務局の方から応答があればお願いしたいと思います。

○事務局

生活基盤推進課でございます。ご意見ありがとうございます。

いくつかご質問をいただきましたので、施設入所の地域生活への移行状況についてということでございますけれど、施設入所の削減数につきましては、地域移行者数だけではなく、亡くなられた方、また医療機関に入院された方、または高齢者施設などに移行された退所者数の合計数から、各年度末の施設入所者数を比較いたしまして削減数を算定しているところでございます。

地域生活への移行された方 105 人に関しましては、先ほども内訳を申し上げましたけれども、市町村の方に施設入所の地域生活への移行状況調査というのを実施しておりまして、実際に地域移行された方の状態像、例えば、年齢や生活の場、または日中生活の場というようなところも併せて調査をしているところでございます。

目標としては、105 名というところで、出させていただいておりますけれども、内訳としましては市町村に照会をいたしまして、実態を把握しているところでございます。

参考に申し上げますと、地域生活移行された方の状態像としての年齢は 50 歳から 59 歳が多い状況となっております。また、障がい種別で申し上げますと、身体障がい、知的障がい、精神障がいというような順番になっております。

支援区分については、一番多いのが支援区分 6、次いで 5、4、3 の支援区分になっていきます。

入所期間につきましては、一番多いのが2年未満で27名です。次いで5年未満、1年未満というような状況になっています。

生活の場につきましては先ほど申し上げた通りでございます。

日中の活動の場に関しましては、生活介護や就労移行支援、就労継続支援B型、A型といったような状況でございます。

あと、待機者数につきましては、令和5年度から毎年実施をさせていただいております。こちらについては、委員からお話がありましたように、どのような理由で待機されているのかといったことも含めて、待機者の実態調査を行っております。令和6年度に調査した時には令和5年度末時点で待機者数の総数は1,233人でしたが、令和4年度に比べまして大体108人減少しておりました。今年度につきましても実態調査を実施しておりますが、まだ市町村から回答を集約しておりますところで、正確な数字は出ておりませんが、大阪市を含めまして、前年度から減少している状況でございます。

この待機者調査につきましては、入所待機している理由なども詳細にお伺いしております。やはり一番多いのが、家族の希望により待機している場合が最も多い状況が見えてまいりました。約半数がご家族の希望により待機しておりますけれども、その内容を詳細にお聞きしましたところ、将来、家族に何かあったときに本人の行き場がないと困ると答えた方が約半数いらっしゃいました。そういった結果になっております。

この待機者調査につきましては毎年実施しておりますので、待機者調査の結果を踏まえまして、市町村への情報提供や、市町村にどのように体制を組んでいただくのか、社会資源のあり方の工夫について、広域的に助言を行うなど支援していきたいと考えています。

○小野会長

はい、ありがとうございます。

委員の方からは、ご意見という形のものもありましたので、ぜひ、この先また検討していただいて、見込みの出し方なんかむしろ計画のときに少し検討していくような話になると思いますので、今後の家検討事項だと思います。

入居者待機者につきましては、データが具体的に始められているということもありますので、それを見ながら、また皆さんと検討できればと思います。まずは委員よろしいでしょうか。

○委員

口頭ではなく、また数字が欲しいです。

○小野会長

はい。その辺りまた出していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは他の皆さんからもご意見いただきます。それでは、よろしくお願いいたします。

○委員

よろしくお願いいたします。

4 ページ 5 ページにつきまして、先ほどの委員とかぶるかもしれませんが、長期入院者の目標数値が 8,193 人以下に対し 7,766 人と達成の状況にあるということは、数値としてはわかるのですけれども、一方、5 ページの中段にも記載してあります通り、長期入院者の退院先 30%がお亡くなりになられ、30%が他科へということは、半分以上が地域には移行していないということが現状と類推されるような資料となる。

私の認識が間違っていたら申し訳ないのですが、この資料ですと前年の数字もわからない、亡くなった方、他科に転院された方もわからないというところで、報告書としてぼやけた数字の報告になって、現状把握にはちょっと繋がらないのではないかというふうに感じますので、そこがもう少し明確になるような資料のご提示いただければありがたいなと思います。

○小野会長

ありがとうございます。それは委員からの提案として確認させていただいて、どういう形になるかわかりませんが、今後、詰めていただければと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。ご指摘の通りですね。

他に皆さんいかがでしょうか。それではよろしくお願いいたします。

○委員

19 ページの医療的ケア児支援センターのことで発言したいです。医療的ケア児の支援をするという新しい法律ができたことで途中から入ってきたことだと思うのですが、支援センターとかもできたところけど、結局 1 ヶ所だけで、報告書を見ても、相談で手いっぱいの状態みたいなことが書いてあって、現場の先生たちがどれだけ頑張ってくれているのだろうと思うのですが、結局、親御さんや家族が相談したいことは、医療だけでは解決できないこともたくさんあるのに、センターという名前がついてしまうと、そこに直接相談したくなってしまっている実態があるのではと思います。

医療というよりは、学校の進学のことや、地域の友達との関係などを相談したいのだけど、医療センターにあるのは医療のことが中心となるので、ニーズがかみ合わないというか、相談するとことはここではないのにとはいえながらも一生懸命に相談に乗ってあげている状況なのではないかと想像します。

というのも、難病相談支援センターにも難病児ピアカウンセリングということで、難病や慢性疾患の子どもたちを育てている親御さんとか、大人になった難病当事者が子ども時代を振り返ってお子さんの成長に関わる悩みについて一緒に考えるということをやっているのですが、その中ですごく多いのがやっぱり進学に関する相談です。例えば、呼吸器

をつけて高校に行きたいけど、できるかどうかとかという相談。そういうときは地域コーディネーターさんたちの出番だと思うのですが、親御さんたちに、そういうことがまだ全然伝わってなくて、結局、直接センターに相談しようとしたり、地域にコーディネーターがいるはずと伝えてもそれって何ですかとかいうことになったり、相談先をみつけにくいという実態がある。

やはり、これからの育っていく事業なので、ここで評価とかじゃなくて、やはり、病人の痛みというのは、病気の症状そのものではないので、そこは隙間を埋めるための支援というか、医療がうまくコントロールして終わりではないので、その周辺の支援をどう作っていくかということを医療だけに任せてしまったら、やはり、医療側の負担は大変なものなのではないかと思います。

卵が先か、鶏が先かどちらが良いかはわかりません。今、1か所しかないセンターを増やして、幅広く細かい相談まで応じられるようにするか、逆に地域の相談資源を増やすか、どちらが先かわかりませんが、子育てと生活していくことで精いっぱいな家族に何とか情報が届くように、1人で考えなくて済むように、1人で悩まなくて済むようにということをすごく思っています。

○小野会長

ありがとうございます。そうですね。ここは広く福祉ですから、例えば、病気そのものではないというあたり、それに伴って出てくる様々な課題、生活問題と言えるのでしょうか、そういうものをどうするかということは、まさに今の福祉の課題でもありますので、それにどういうふうに対応できるかというところだと思います。

他の方々で、ご意見があれば、まず聞いておきたいと思います。その後、事務局の方から、返答いただきたいと思います。他にご意見ございますか。

○委員

子どもの問題が出ていないので、私から少しご質問させてもらいたいと思うのですが、国が言っているインクルーシブな療育ということを実現するためには、児童発達支援センターのあり方、機能をどうするかというのが非常に大きなテーマだと思うのです。

私は理想としては、やはり並行通園、身近なところで療育を受けながら、そこに対して児童発達支援センターが様々な家族支援も含めて人材の育成、コンサルテーションも含めた支援をして、地域の療育機能を高めていくということがあり方としては求められるかと思っています。

ただ、児童発達支援センターの部会で出てくるのは、現実的には親御さんが児童発達支援センターに長時間の預かり機能を求める。本来は、もっと地域支援をしていかないといけないけど、求める機能がそういうところであるというようなところ、府として、どのようにインクルーシブな療育というのを地域の中で実現するかという課題、それから課題に

ついてどのように取り組んでいかれるのかというようなことをご説明いただけたらありがたいなというように思っています。

もう一つは、発達障がいのある子どものことなのですが、児童発達支援センターの中で、特に、知的障がいを持つ子どもは 8 割方発達障がいのお子さんなので、そういう発達障がいの支援をどうするかというのは大きな課題で、ここでしっかりと早期療育をしないと、やっぱり成人期になって行動障がい非常に誘発してしまって、大きな課題になっているというようなこともあります。この辺について、大阪府としては、発達支援拠点を大阪府の発達支援センターのランチに機能強化したということは非常に評価しているのですが、それを具体的にどういうふうに地域の中に発達支援拠点の機能を落とし込んでいくのかということの方向性について、お考えをお聞きたいと思っております。

○小野会長

はい、ありがとうございました。

主に 2 点ですね。両方とも地域に関係することでしたね。インクルーシブな療育、特に地域での療育をどう考えていくのかということ、特に発達支援の問題に関して、地域の中にどういう支援を展開していくのかというあたりの見解ということでした。

後ほど、事務局から伺いたいと思います。

まずは皆さんの方からご意見、ご質問を聞いておきたいと思います。

○委員

私からは、就労関係のところ、資料の主に 8 ページ辺りだと思うのですが、内容の細かいところといいますか、他の委員の方々からのご意見のあったように、どうしても目標とする時に数字というの必要だとは思いますが、何か数値目標ありき、先にそれが立ってしまっているような印象がありまして、内容的にどうなのか。

先ほどおっしゃっていただいていた、就労定着支援の事業所の定着率が 7 割以上となる事業所が 2 割 5 分という目標に、実際は 1.4 割であったという数字もそうなのですが、例えば、就労移行支援を利用するにしても、実際のところを見てみましたら、就労移行支援事業所が就活の予備校化しているような感じの印象を受けたのです。特例子会社も、一般企業で障がい者雇用率というのがあるので、障がい者雇用を積極的にしようとされる企業が増えていることにはありがたいのですが、就労移行支援事業所が同行されている方が中心になっていて、当事者本人が 1 人で行ったときの対応や受け入れ体制に疑問を感じる印象を受けています。8 ページの中段から少し下に、大阪府が作成したサポートカードの普及を図ることによるという文面があったのですが、平成 30 年に作られていて、活用されてきているというふうなことが書かれていたのですが、申し訳ないのですが、平成 30 年以降で 2 回ほど就労移行支援事業所を利用しているのですが、見たことがない、見せていただいたことがなかったのです。

中身をホームページで見させていただいたときに、個々の状態に合わせたというところでは、非常にわかりやすいツールになっているのではないかと正直思ったのですが、私自身、利用したのを見たこともなくて、就労移行支援事業所がどんどん増えていっている中で、どこまでそういったものを活用していただけているのかなと感じています。

少し話が逸れてしまうかもしれませんが、知的障がいのない発達障がい者で、本来でしたら体力的にも身体的にも能力的にも十分に就労が可能だと思われる人たちが、なかなか就労の定着がしていないというふうを感じる。それには本当の意味での個々に応じた支援や、この人に何の手助けがあれば、就労できるのだろうかというところの視点がすごく欠けている。まず、制度ありきで、就労移行支援事業所もカリキュラムありきです。よく示されましたのが、厚労省から出しているお墨付きのあるものと見せられるピラミッド型のものなのですが、まず、土台が生活がきちっと成り立っていて、その上にどんどん積み上がっていった、最終的にこういうことができるので就労ができますということをよく言われた。その中でどこかに、特性上、なかなか難しい面があるわけです。朝が起きづらいというのも根底にあるかもしれないです。そこをサポートして、そこができるようになって就労に繋げるっていうことをしないといけないのに、先方がおっしゃるのは、まずこの生活リズムがきちっとできないと、次のステップには進めませんと説明されてしまう。

正直申し上げて、例えば、何々ができるようになったらもっといいのにねというのを支援のされる方々におっしゃられる。それが子どものときから、成人してからもずっと言われ続けて、学校でも言われ、就労でも言われ、それが差別的発言まではもちろんいかなのですが、とてもジャブのような形でずっと効いてくる。そのうち、本人が「働くことに向いてないのかな」という発言をした。

それは本当に本末転倒で、何のための施策なのだろう、支援なのだろう。まず、施策があって、そこに当てはめるという形ではなく、先ほど委員もおっしゃられたように、ニーズがあって、そのときに施策がないのであれば、その施策をつくるという方向性になっていかないと駄目なのだと思います。

正直申し上げて、こういうことを望んでいますと言ったら、「これも当てはまらない、これも当てはまらない。申し訳ないですけど、今あなたに使える施策はありません」と言われているのが実態だったら、それは行政の方から、あなたは支援できません、しめせんと言われているのと同じ。だから、もう少し中身というか、こういった資料にまとめたただくのには難しいかもしれませんが、その視点がわかるような、中身を踏まえた内容になっていけばいいなと思いました。

○小野会長

ありがとうございました。

まずは何といいますか、さっきの言葉でいくと、就活の予備校かみたいな話なんかも出てきましたし、実際にそれを受けていく立場からしたら、まず制度の方が優先、あるいは施策が優先されてしまって、本人 1 人 1 人に寄り添いがしっかりできていないのではないかと。これは、先ほどもありましたが、やはり、政策とソーシャルワークの関係ですね。政策をしっかり作っても、そこにちゃんとした支援の仕組みができていないと、結局は本人がエンパワメントされていかないというご体験も聞かせていただきました。

このあたりも、何か応答があればちょっといただければと思います。ありがとうございます。

他の委員の方から何か気になる点、ご質問ありましたらお願いします。

○委員

資料 2 の 8 ページ、福祉施設から一般就労の移行等に関連してご質問いたします。就労継続支援 A 型、B 型にしましてもかなりの数になっております。いかにその質の向上を図るかというのは非常に大きな課題かというふうに思います。

大阪市内の就労継続支援 A 型事業所で、障がい者就労支援の加算金の過大受給についての疑いがあるということで報道がございました。非常に心配しているところでございます。今どういう状況になっているのかという点と、先般、報道で大阪市は国の方に意見書を提出したというのを聞きました。制度的な問題もあるのかと思います。大阪府としてそれについてどういうふうにお考えになっているのか。

もし、制度上に問題があるということであれば、大阪府も大阪市と一緒に要望していく必要があると思います。A 型、B 型の課題や、改善策について、大阪府としてどういうふうに考えているのか教えていただきたいと思います。

○小野課長

ありがとうございます。

まさに、これからおそらく問題になりそうな点ですね。就労支援、実態としてはかなり増えてきていますけれど、その受給問題、これは具体的にお答えいただければと思います。

まずは、一度区切らせていただいて、何点か出てきましたので、事務局の方からご発言いただければいいと思います。まず、委員のところから出てきました医療的ケア児の関係のところですけど、早期療育の問題なんかについての対応なんかを含めても、委員のあたりの話にもかかってくると思いますので、そのあたりについて事務局の方から、ご対応ございますか。

○事務局

失礼します。地域生活支援課よりご回答させていただきます。

医療的ケア児支援センターについてですが、設置から 3 年経ちまして、おかげさまで認知も進んでまいりまして、大変たくさん相談が寄せられているという状況です。

ご指摘いただきました通り、医療的ケア児支援センターが、今たくさん寄せられている相談対応に、非常に手を取られておりまして、多機能連携を進めていって、大阪府全体としての相談支援体制の強化という部分ではまだまだ手が足りていないことになっているのかという現状ではございます。

医療的ケア児支援センターに寄せられる相談内容を分析しましたところ、やはり医療的ケア児支援センターで対応するというのではなくて、地域で対応する方が、解決が早く進むのではないかなという内容のご相談も多く寄せられているという現状がございます。その対応のために、これも私どもの方で養成を進めております医療的ケア児等コーディネーターについて市町村での配置を進めていただいておりますので、コーディネーターの方に地域で解決可能な課題への対応は担っていただくべきかというふうに考えております。実際、コーディネーターの活動状況を見ましても、まだまだ十分に役割を発揮できていない市町村もあるのかなという現状が見られておりますので、今後は、医療的ケア児支援センターを中心としまして、コーディネーターの方々が十分に研修で得た知識や経験を発揮して、地域での課題解決を進めていただけるようにというところで、そちらの支援体制の方を強化していくことで、早い課題解決の方に努めていければなというふうに考えております。

○事務局

児童発達支援センターのインクルージョンの推進というところで、地域生活支援課より回答させていただきます。

ご指摘のありました通り、児童発達支援センターの中核的な機能の中で、地域のインクルージョン推進という中核の機能というのは、難しい課題であると認識しておりますし、市町村においても難しい問題であるという声は多く寄せられています。

大阪府の方では昨年度から、6 圏域、発達障がい者センターの地域支援オフィスがあります。6 圏域におきまして、圏域ごとの市町村の障がい担当課、発達障がい者支援センターの地域支援オフィス、大阪府が集まりまして、各市町村の現状について意見交換会を行っているところです。その中で、地域のインクルージョンの推進の中核機能につきましては、取組みの方が、主に保育所等巡回支援の実施であったり、専門職による研修を実施したりというところで進めているというふうに、各市町村からの状況は確認しております。状況としましては、なかなか一般施策との連携の場の構築が難しいということがありまして、研修会や勉強会をいろいろな会議体で創設しようとしているけれども実施に向けて進めていくのが難しかったりという課題が出ているところです。今年度も 6 圏域すべて意見交換会はしておりまして、障がい児支援体制の整備状況、課題の把握や情報提供を行っているところでございます。

今後も意見交換会等におきまして、市町村の好事例を共有するなど、横展開を図る取り組みを府として続けてまいりたいと思っております。

○事務局

引き続きまして、先ほど委員からいただきました、子どもの問題の中でも、特に発達の子どものついて意見をおっしゃっていただいたかと思しますので、地域生活支援課より回答させていただきます。

委員もおっしゃられましたように、発達の子どものに対する療育ということで、発達支援拠点というのは大阪府ですと実施してきておりまして、実際にその機能をどういうふうにと落とし込んでいくのかというところでご質問いただいたかと思します。

今、全体の説明にもありましたように、障がい児の中でも、特に児童発達支援センターの機能を四つの機能ということで示していますけど、実際に市町村がそれをどういうふうに進めていくかという中で、前段として、大阪府が発達支援拠点という事業の中で培ってきました発達の子どものたちの療育、あるいはその親に対する支援といったノウハウを、市町村の方にも機関支援という形で落としていくことによって、市町村における障がい児の機能のあり方というところの一助になればというところで、拠点の機能も活用できればというところで進めております。

前段の説明でもありました市町村の圏域ごとの説明会というところで、まずは状況を把握して、市町村がどういったところに課題があるのかということを見つけていただいた上で、発達支援拠点と一緒に事業を進めていけるとかということも説明会の中で一緒に議論しておりますので、取り組みについては、引き続き、続けていきたいと考えております。

○小野会長

後半の方で就労支援の関係のご意見が出ていましたので、就労移行支援の問題と、実際にそれに関係するのでしょうか、A型、B型の事業所の課題について、ご回答をお願いできたらと思います。いかがでしょうか。

○事務局

自立支援課よりご回答させていただきます。

就労定着というところですが、こちらの方で、就労移行支援事業所を含めて、就労定着支援事業所の障がい種別ごとの利用者割合というものを調べさせていただいております、例えば、定着支援事業所では、知的の人が約30%、精神の人が約40%、発達の人が約25%というような形で、移行支援事業所では、精神の人が約50%以上、発達の人が20%、知的の人が15%程度というところの大まかな数字になりますけど、そういう中でなかなか定着しづらいというところのご意見はあります。

一つは、就労定着支援事業所が他の事業所に比べて大阪府もかなり少なく、そこで定着の支援をしていくところが行き届いていないということもあります。人それぞれに寄り添った支援ということでは、サポートカードを含めてツールを活用してということを広めていっているのですが、まだ広めきれていないという中で、府の福祉専門職が専門で研修していきまして、研修の人数も限られてきますので、広く行き渡るようにということで動画配信も期間限定でさせていただいているところです。定着については課題があるというところは認識しておりますので、引き続き、検討をして進めていきたいと考えております。

○事務局

生活基盤推進課です。

先ほどご質問いただきました、就労継続支援A型とB型の課題についてお答えをさせていただきます。大阪市の方が国に要望されましたA型ですけど、大阪府の所管におきましても34事業所があります。そのうち、就労移行体制加算につきましては、19ヶ所が取っているところです。

大阪市が国へ提案されたのは、今回は定着支援数に応じてそれが加算されるということで、1年間で41人以上の定着支援がいて、これが大きな課題になっておりまして、大阪府におきましては、所管のところになって申し訳ありませんけど、そういった41名以上を加算対象とした事業所はなく、これまで2事業所に行ってまいりましたが、大阪市のような事例はなかったと把握しております。

一方、課題としては認識しておりますので、大阪市と情報の連携をとりながら今後の就労移行支援体制加算のあり方については意見交換をしてみるところです。

続いて、B型ですが、現在、在宅における就労支援の数が増えておりまして、大阪府としてオール大阪で在宅就労がどのような支援を行っているのかということを調査中でございます。

これにつきましても、後ほど情報を集約しまして、市町村と共有するということを検討しております。

○小野会長

はい。ありがとうございました。本来は、ここから議論なのでしょうけど、時間的にもなかなか難しいので、ワンターンだけさせていただいて、個別にでもありましたら、さらに詰めていただけたらと思います。議題1ですが、他に何かご質問ご意見等ありましたら、出しておいていただければと思います。

○委員

資料2の6ページ、地域生活支援の充実というところでです。

私、地域生活拠点の面的整備と拠点型という議論が厚労省でありまして、そのときの検討委員をしておりました。大阪府下を見渡すと、ほとんど面的整備が多いです。というのは、拠点型にするとお金がいるから、面的になっているのです。

私は面的整備をベースにしながら、拠点がないと支援の充実は難しいと思うのですが、その中で、国がコーディネーターの配置を言っています。大阪府で、このコーディネーターを配置しているところは何か所ほどあるのでしょうか。聞かせていただきたいと思います。

○小野会長

ピンポイントでよろしいですか。面的整備、拠点型があり、大阪府は面的整備。実際コーディネーターの配置はどうなっているのだろうとの質問ですので、ご回答の方をお願いします。

○事務局

生活基盤推進課よりご回答いたします。

コーディネーターの配置は、今年度調査をいたしましたところ、43市町村のうち13市町村で拠点コーディネーターを配置しているという回答がございました。

○小野会長

今後の見込み等はどうなのですか。

○事務局

この拠点コーディネーターは、その役割というのが国から示されてはおりますけれども、配置にあたってやっぱり人材の確保であるとか、役割の明確化をどうしていくかといったところで、地域の方でも市町村の方でも実情やっぱり難しいというご意見は聞いていますので、今後、配置としては進められていくとは思いますが、現状ではまだ13市町村ですし、コーディネーターの活動というところに関して、なかなか担っていただく役割が明確になっていないというようなご意見は市町村の方から聞いております。

○小野会長

わかりました。つまり、量的にも質的にも今後の課題ということで、委員から、その辺りをぜひ進めるようにとの問題提起ということでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、先に進んでもよろしいでしょうか。また何かあれば時間の許す限りご発言いただけますので、まず、議題1はここまでとさせていただきます。

続いて、議題 2 の方に入ってまいります。大阪府障がい者施策推進協議会、各部会の活動報告についてということになります。これは報告が中心となりますが、事務局より説明をよろしくお願いいたします。

【議題 2：大阪府障がい者施策推進協議会各部会の活動報告について】

○事務局

議題 2 について障がい福祉企画課です。

資料 4 をお手元にご用意ください。1 ページ目に記させていただいていますが、本協議会のもとに、個別の政策課題への対応のため、各部会を設置しておりまして、本日は、令和 6 年度および今年度の現時点までの活動報告について、2 ページ以降でご報告させていただきます。

それでは、2 ページ、点字資料では 4 ページの方をご確認ください。一つ目が社会福祉施設等施設整備費補助金等審査部会についてです。

○社会福祉施設等施設整備費補助金等審査部会長

資料 4 の 2 ページの一番左端ですね社会福祉施設等施設整備費補助金等審査部会についてご報告をいたします。

この審査部会は、社会福祉施設等整備費補助金の国庫補助対象に係る選定審査を行っています。選定審査に関しましては、補助申し込みがあった案件について、障がい福祉計画に照らし合わせた必要性、緊急性、法人の適格性等の観点から審査し、順位付けを行いました。

令和 6 年度の開催実績ですが、令和 6 年 10 月 10 日に審査会を開催し、順位付けを行ないました。その審査結果順位に基づきまして、国に対し国庫補助協議が行われまして、令和 6 年度補正予算で 2 件、令和 7 年度当初予算で 2 件が採択されています。

また、令和 7 年度の開催につきましては、令和 7 年 9 月 22 日に開催し、審査を行いました。今後、審査結果に基づき、国に対し国庫補助協議が行われることとなっております。

○事務局

続きまして、点字資料 6 ページ、意思疎通支援部会です。自立支援課より報告させていただきます。

意思疎通支援部会では、特に専門性の高い意思疎通支援を行う支援者の養成や派遣のあり方を審議しており、令和 6 年度は盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループのみ開催しております。

今年の 2 月 27 日にワーキングを開催し、令和 6 年度の養成研修、現任研修、現任実習の実施状況について報告いたしました。

委員からは、現任研修の免除規程について運用方法の見直し等の助言をいただきました。また、令和6年度の派遣状況、実態調査の結果について報告し、委員からは、ヒヤリハット報告の見直し等について助言をいただいております。

さらに、事務局で派遣に関する周知チラシを作成し、委員皆さまに賛成をいただき、今年度、関係機関に配布を行っております。

今年度は、12月17日に意思疎通支援部会を開催予定としております。第6次大阪府障がい者計画にむけ意見具申の策定を行う予定です。

また、来年2月～3月頃に、盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループを開催予定をしております。盲ろう者通訳・介助者の養成、派遣等について今年度の実施状況を報告し、ご審議いただく予定となっております。

続きまして、点字資料8ページになります。手話言語条例評価部会です。引き続き、自立支援課よりご報告させていただきます。

こちらは、手話言語条例に基づく施策への助言や評価、難聴児の早期支援等のあり方について審議しております。

令和6年度は、3月17日に開催し、手話言語条例に基づく取組みの実施状況や、難聴児早期支援中核機能拠点としての取組実績、今後の取組みについて、ご報告させていただきました。

委員からは、中核機能拠点の周知、療育機関の連携についての広報等について、ご助言をいただいております。

今年度は、1月22日に手話言語条例評価部会を開催予定となっており、今年度の取組みの報告をするとともに、第6次大阪府障がい者計画にかかる意見具申の策定を行う予定となっております。

続きまして資料は3ページ、点字資料10ページをご確認ください。身体障がい者補助犬部会についてです。自立支援課よりご説明させていただきます。

身体障がい者補助犬の使用機会の提供を行う者の選定ということを主なテーマとして審議させていただいております。令和6年度は8月29日に開催させていただき、大阪府身体障がい者補助犬使用機会提供者の選考を行いました。選考の結果を決定した次第です。

令和7年度につきましては、7月31日に同様に大阪府の身体障がい者補助犬使用機会提供者の選考についてということで会議を開催し、提供者を決定したところです。

令和8年度の開催予定ではございますが、時期については未定となっております。

最後に点字資料12ページになります。文化芸術部会についてです。自立支援課よりご報告させていただきます。

こちらの部会につきましては、文化芸術を通じた障がい者が主体的に活動できる環境づくり等について審議をいただいております。令和6年度は、2月28日に開催し、文化芸術に係る取組実績、万博後を見据えた取組みの方向性についてご報告させていただきました。

委員の皆様からは、障がい者の文化芸術鑑賞手法、他部局との連携等について、ご意見・ご助言をいただいております。

今年度は、1月以降に部会を開催する予定としており、今年度の取組状況の報告とともに、第6次大阪府障がい者計画にかかる意見具申の策定を行う予定となっております。

以上が議題2についての説明となります。

○小野会長

はい、ありがとうございました。

皆さんいかがでしょうか。本協議会のもとに、五つの部会がありますので、その報告という形で出させていただきました。何か気になる点とかございましたか。

よろしいですか。全体としては、それぞれ活動されているということになるかと思います。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

では、もう一つ議題がありますので、最後3点目の議題ということになります。第6次大阪府障がい者計画策定検討部会における検討状況についてということになりますので、こちらの方は部会長より、ご報告をよろしくお願いいたします。

【議題3：第6次大阪府障がい者計画策定検討部会における検討状況について】

○計画策定検討部会長

資料5になります。第6次大阪府障がい者計画策定検討部会における検討状況について報告させていただきます。ある程度、今までの段階のところを、合意とは言いませんけれども、了解いただいてから、この先を進めていきたいなというところで報告をさせていただきます。

資料5の1ページです。点字資料は1ページから5ページにかけてです。ここはかいつまんで説明させていただきます。報告のありました第5次計画、今進んでいる計画ですけれども、令和3年から令和8年までが計画期間となっています。次の第6次計画、令和9年から令和14年までの計画の案を、現在作成しております。案が今年度中には出来上がりまして、来年度にはこの会に上程をしまして、そこでさらに案をもとにいろいろ検討していただいて、成案を作っていくってことになっております。

2ページ目です。点字資料の方は6ページからになります。

今日は基本の構成と基本理念、原則等について主に説明させていただきたいと思います。まず、基本構成です。第 5 次計画を大筋で継承しつつ、以下の観点により見直しを行うというところで、(1) 基本理念についてです。

現計画の第 5 次計画では、「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念に掲げ、障がい者の尊厳と権利の保持を前提に、全ての人間（ひと）が支え合い生きるインクルーシブな社会の実現を目標としており、次期計画においても大筋で継承すべきであるというふうに考えております。部会の方でもそういうのが考えです。また、今後の障がい福祉を支える、地域を育む視点やSDGsの理念である「誰一人取り残さない」こと、また 2025 年に開催された大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」をも勘案し、あらゆる主体に向けたメッセージ性のある基本理念とすべきであるということで、以上の考え方から、次期大阪府障がい者計画の基本理念として、今後、大阪府がめざすべき社会をイメージし、「全てのひとが認め合う、いのち輝く自立支援社会づくり」ということで部会の方では進めております。

次に(2)の基本原則についてです。基本理念がトップにありまして、その下に基本原則というのがあります。飛び飛びになり申し訳ないのですが、資料 5 の 5 ページ目に構成の図がありますので、一緒にご覧いただけたらよくわかると思います。点字資料は 14 ページから構成の資料になっています。2 ページに戻ります。点字資料は 7 ページです。

基本原則についてというところで、第 5 次計画においては「障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持」、「多様な主体における協働による地域づくり」、「あらゆる分野における大阪府全体の底上げ」、「合理的配慮によるバリアフリーの充実」、「真の共生社会・インクルーシブな社会の実現」という 5 つの項目について基本原則としています。現行計画です。

それをどのように変えるかっていう理由なのですが、令和 4 年の障害者権利委員会による見解及び勧告を含めた総括所見、いわゆる国連勧告の趣旨を踏まえると、次期計画においては、障がいのある人が他の者と平等な人権の主体であると認識するとともに、基本理念に掲げる社会の実現に向けて、今後の障がい福祉分野における課題解決に取り組んでいくにあたっては、地域社会における障がい理解や課題認識に基づく連携協働が不可欠であり、そのような地域を育んでいく意識を共有していくことが必要である。

このような観点から、次期計画の基本原則は、中身を大幅に変えるというわけではなく、内容的にアップデートしたものを的確に表現する文言を使うということと、順序いくつか入れ替えまして、次期計画案の基本原則としては、「真の共生社会・インクルーシブな社会の実現」、「全てのひとの命と尊厳の保持」、「障がいの有無によらない相互理解の促進」、「誰もが担い手となる地域づくり」、「多様な主体の強みを生かした大阪府全体の底上げ」という形で案を作成しているところであります。

続きまして、3 ページに移ります。点字資料は 9 ページの終わりから 10 ページにかけてです。現計画では、基本理念がトップにありまして、その下に 5 つの基本原則、そして

3つの最重点政策というのがあります。具体的な中身に関しましては生活場面Ⅰから生活場面Ⅵまでありまして、それ以外に共通場面ということで、「地域を育む」というような全体に通じるような内容が書かれてあります。

それを、中身を変えるというわけではなくて、構成と呼び方を少し変えまして、「地域を育む」というところは、次期計画では「各生活場面に共通する横断的視点」という形でタイトルをつけまして、さらには、資料4ページ、点字資料13ページにあります。現行計画の中の生活場面Ⅰとか、生活場面Ⅵに入っているいくつかの項目に関しては、この横断的視点の方に書く場所を移し替えるというような形で、構成を読みやすく、わかりやすく変更しようということになっています。何か中身をなくすとか、中身の方向性がすごく変わるってことではございません。

最後に資料5ページのところで、3つの最重点施策というところがあります。点字資料では14ページの最後の方に、次期計画の最重点施策があります。次期計画としては、「本人の意向を踏まえた多様な暮らしの実現」、「障がい者の就労支援の強化」、「専門性の高い分野への支援の充実」というふうに挙げております。

現行計画でも、後者の2つは一緒なのですが、初めのところに関しては現行計画では、「入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進」となっていますが、これをなくしたということではなくて、先ほどからいろいろ意見が出ていますように、単に地域移行するのではなくて、本人の意向をしっかりと踏まえて、最近の言い方言えば、意思決定支援を着実に進めながら、住まいの場というのを考えていくべきだという考え方のもとで、そのような本人の意向を踏まえた多様な暮らしの実現というような中身になっています。計画全体としましては、この計画の案が作られたのは、2019年頃の話ですので、そこから社会は変わっていますし、制度政策も変わってきていますのでいろんなところをアップデートしたような形で、今後6年、7年後でも古くはなってしまうと思うんですけども、その時代になってもついていけるような内容で構成したいというふうに考えております。説明は以上になります。

○小野会長

はいありがとうございました。いろいろ、ご検討していただいてこういうのが出てきていると思いますので、これにつきまして皆さんの方からも少しご意見いただきたいと思いますが、計画策定検討部会に入っている委員の方もいらっしゃると思いますので、できればまずはそれ以外の委員の方から、今後の議論に向けて何か気になるところですか、ご質問いただけたらと思います。いかがでしょうか。

○計画策定検討部会長

議題1のあたりの話とも通することなので、私が、先ほどのお話を聞いて考えたことをお話させていただきたいと思います。先ほど、PDCAの数値であるとか、目標値という

のは、実は数年前にこの部会で、それでやっていこうというふうに決めた内容でして、さらにはどういう数値を上げていくかっていうことも、最終的にはここで検討して認められたことになっています。

何が言いたいかというと、現行計画は、やはり2019年ぐらいのことを踏まえて、目標も数値に関しても設定しているので、今考えると、やはり世の中が変わってきて、課題も変わってきているので、数値の出し方や、目標の設定というのは、やはり見直さないといけない状況にあるのだというのはよくわかりまして、それで現行計画の次の計画を今考えているということだと思います。案を来年度上程させていただきましたら、先ほどおっしゃっていただいたようなこと、数値の出し方や目標の出し方とか、ここの各部会もそうでしょうし、別の自立支援協議会の方の各部会の方でもいろんなことを検討してこの案にご意見をいただくことになっていますので、そこでもぜひご意見をいただけたらと思います。

長くなって申し訳ないのですが、PDCAのところで、自立支援協議会の就労移行支援部会の部会長だったもので、この目標を立てたときには、なかなか大阪で、就労移行支援事業所で実際に移行させている事業所がものすごく少ないっていう課題がありました。そのため、就労移行支援事業所の看板を掲げている通りに、移行するということを頑張ってやってもらうということで、こういう目標を立てています。就労移行支援事業所以外のA型とかB型からもダイレクトに一般就労する人もいるので、そのデータをちゃんと取りましようとか、最初は定着支援が半年しか駄目だったのですが、もっともっと定着支援があったらいいのにとということで、大阪府からも国にいろいろ要望を出していただいて、定着支援というサービスはできたのだけど、意外と使われていないということがあるなど、現段階の状況には、過去のプロセスがあって、今の段階に至っているという背景があるっていうところも、私が言うのも変なですけど、ご理解いただけたらとは思いました。現行計画の時も私が計画策定検討部会の部会長だったので、少し責任を感じているというわけではありませんけど、長く関わっているとそういうふうになるのだというの思いました。

○小野会長

大丈夫です。みんな決めている話なので、委員の皆さんはね、今出てきたものをまず評価しますから、それはそれで、承った上でということになるかと思います。いかがでしょうか。気になる点とかございますか。

○委員

今回から、この会議にも参加させていただいていますので、今の部会長のお話で、過去に考えてきて、時代が変わってきているということもそうなのですが、一つ素朴な疑

問だったのですが、この資料を最初に拝見したとき、5 ページの構成案で示していただいている記載の方法自体も、正直ちょっと違和感がありました。

特に各生活場面に共通する横断的視点というところで、生活画面ⅠからⅤまであって、それぞれ視点のところとは繋がっているのですが、例えば、しっかり働けていなければ、収入を得られなければ、楽しむ、いわゆる余暇活動には至れないと思うので、横の繋がりもないのかな。すごく細かな感じなのかもしれないですけど、この示され方ではなく、いわゆるマンダラチャートみたいな書き方の方がいろんな方にもイメージされやすい。そうやってきたら、当然のことながら基本理念の部分が中心に来ていて、それぞれが相互に作用もし合っているところの方が、これも2019年からするとどんどん考え方とかいろんなものも変わってきているのだと思うのですが、どうしても日本の障がい者支援というのが、施しの支援という言葉も聞かれるところで、実際に受ける側はその身近にいる者として、やはりそういったことを感じる場面がいっぱいあります。そういった言葉にはならないとか、数字にはなっていない感覚的なものだと思うのですが、そういったものとかもやっぱりどんどん昇華していかないと、本当の意味で、ご本人の意向を踏まえた支援ということにはなりにくいのだと思います。

そこら辺の潜在的と言いますか、すごく感覚的で情緒的で申し訳ないのですが、広く一般的にそういった方々にも理解というところを踏まえたときに、そういった展開図みたいな、マンダラチャートのような示され方の方が良いのではないのか、なぜこういう表記になっているのかなとすごく疑問に思ったのです。

○小野会長

はい、ありがとうございます。

まずはご意見として1回聞いとして、何かあれば、後で部会長からも応答してもらえればいいかと思います。まずはご意見いただければいいかと思います。見え方とか印象とかはすごく重要だということかと思います。

私の方から、委員に少しご発言求めたいと思います。以前もね、この席でご発言いただいたのですが、次期計画について、何か気になるような点があったらお願いしたいと思います。

○委員

2012年4月から、本人5名とその母親、計10名が公民館を借りて、月1回の料理教室を始めました。今では、本人7名とその母親やヘルパーを入れて14名ですと続いています。料理の上手な支援者が1人、僕たちを助けてくれています。男6名、女1名です。地域福祉推進基金活動助成金事業に応募して、補助金をもらった事もあります。はじめは、包丁を持つのも怖がったけど、今では、皆包丁を使ったり、揚げ物をしたりでき

るようになりました。また、食後に食育講座をしたり、軽スポーツでポッチャをしたり、皆で楽しんだ事もありました。大体 13 年間ずっと続いています。

最後に、繋がる仲間づくりをすることで、将来、1 人生活やきょうだいの暮らしになったときにも、培った生活力を生かして、周囲との良い関係性を保てるよう願って、今できることを助け合いながら、活動したいと思っています。

○小野会長

ありがとうございました。まさに地域やまちで暮らすというところの一つの側面を見せていただきましたので、誰にとっても暮らしやすいという話もありましたけど、そのあたり次期計画にて、更に進められるように検討してもらえればと思います。

○委員

補っていいでしょうか。私の手元に、料理教室をやっている方からのコメントがあります。「社会就労している人たちは、厳しい社会に出て働き、対価を得て、日常生活を送っています。個々に別の職場に出かけ、交通機関を利用して通勤をします。障がいの程度も職場環境も待遇も違う。そんな中に 1 人で立ち向かうには、余暇や楽しみは充実したものであってほしいと、私たち親は願っています。しかし、彼らの余暇は、自分自身で選び出さないと何もありません」とのコメントでした。

○小野会長

はい、ありがとうございます。今の地域の現状を含めてご紹介いただきました。こういう問題を次の計画にどう反映させていくかということだと思います。

一つだけこれ別に今の回答じゃなくてもいいのですが、先ほどの紹介の中で現行計画と次期計画の比較のところが二つ出ていて、資料 5 の 2 ページの方です。部会長の説明によると、内容を大きく変えるというよりは、表現の仕方ですとか、あるいは順番を変えて、現代的なものにしていったというところですけど、現行計画の「合理的配慮によるバリアフリーの充実」というものが、次期計画では③になるのですか。合理的配慮とかというあたりの表現はもう出てこないのか、バリアフリーとかユニバーサルデザインというあたりも、資料の 3 ページの方にあったのですがそれも取っておこうというあたりが、おそらく何か検討されているとは思うのですが、ちょっと回答長くなるかもしれませんが、その辺り、何か意図があれば、共有しておきたいというふうなことは思いました。

皆さんの方からか、関心があるところはありますか。

○委員

ぱっと見てすごくいいのです。オブラートに包まれている感じがして。私は障がいのある人はやっぱり権利の主体者だというのが何かどどんな感じかな。綺麗なですよ。だけ

ど、一番大事なのは、やっぱり権利の主体者だというのが柱にしっかりとあるということが大事かなと。感想です。

○小野会長

ありがとうございます。今のところあたりで、部会長の方からお願いします。

○計画策定検討部会長

すいません。最後からなりますが、権利の話については、おっしゃるように、以前に比べると、障がいのある方の生活を良くするというのは、その人の権利を守るというような考え方が中心になってきているのは、その通りだと思います。

横断的視点のところの①のところに障がい者の権利保障とか、②障がい者の差別の解消や虐待の防止とか、というのがありまして、その辺のところで、権利という言葉を出しているのと、あとは基本理念のところも、以前は支え合いみたいな言い方だったのですが、今回は、人が認め合うということで、障がいがあるとかないとか関係なく、全てのひとが権利の主体であるということを認めていこうということで、こういう形で全体としては書いているかなというふうには思います。

あと、マンダラチャートみたいに書いたらというご提案ですが、そうだと思いますし、部会の人たちの頭の中もそうはなっているのだと思います。委員おっしゃっていただいたように、働いて、お金を稼いで、レクリエーション、料理教室行って、地域で暮らす、健康を維持するというのは1人の人としたら、全てがその人の中に存在しているのですが、構成案に関しては、あくまで文章の章立てみたいなイメージで作られているもので、こういう形になっています。実際に冊子のような形になるときの構成案というようなイメージに作っているんで、こういう形になっていますが、実際に検討していく部会の中では、おっしゃっていただいたように、それぞれは連携しているということはわかってやっています。

生活場面ⅠからⅤまで、以前はⅥまでありましたが、これも行政計画ですけれども、どちらかという、当事者の方たちの視点に立って、暮らすとか学ぶとか働くというような形の構成にした方が、府民の方にもわかりやすいかなという形でしています。ただ実際におっしゃっていただいたように、マンダラチャートみたいな形で、どこかにこの図をおっしゃっていただいた物を載せたらわかりやすいかなとは思いましたので、また検討させていただきたいと思います。

どうしても行政計画ではありますんで、制度とか政策の話になると、縦割りというか、一つの政策、一つの条例、一つの法律みたいに縦割りになっている部分はあるのですが、支援をする人というのは、縦割りになっているわけではなく、全てが関連していると思うのです。1人の人を支援するということと、政策を考えるというところの間には、かなり距離がありまして、その間のところにいろんな専門職の方とか、当事者団体の方とかが入

って、うまく制度・政策を支援に使っていくってことが、求められているのかなというの思いますので、そういったあたりも、どこかに書けたらとは思いました。

合理的配慮のところは、資料 2 ページで、点字資料 9 ページのところに次期計画案の基本原則がありますが、「真の共生社会・インクルーシブな社会の実現」という辺りとか、「障がいの有無によらない相互理解の促進」という辺りで、それを入れているっていう形にはなるかと思います。現行計画のときには、合理的配慮という言葉が専門職の人たちにとっては一般的だったと思うのですが、一般的な社会のところではまだまだ知られていないこともあったので、そういった言葉を使ってきたと思うのですが、今回は基本原則とかすべてのところで、合理的配慮の提供はもう全て義務化されていますので、インクルーシブな社会を作るときの大前提の仕組みであるというような認識になっています。

○小野会長

ありがとうございます。今後検討を続けるということですのでぜひよろしくお願いいたします。皆さん、これで議題 3 までのところなのですが、どうしても何かご発言ある方は聞かせてください。

○委員

資料 1 の 42 ページ、保健所の支援というところです。この問題は、保健所だけでなく、障がい者計画全てにおいてだと思うのですが、この下から二つ目のところに緊急性の高い難病患者を優先的に支援しますというのがあるのです。保健所の数は本当に足りてないので、保健師さんがどれだけ頑張っているかもわかっていて、それでも言うのですが、この緊急性とやらを判断するのは誰なのか。それこそ、権利の主体、本人なのじゃないかと。先程、就労支援の場面でも出てきましたが、やっぱり本人が発信するもの、本人が必要としていることを汲み取っていくという点では、緊急性の高さを誰が判断するのだろうと、大きな違和感がありました。

○小野会長

他にご意見ある方いらっしゃいますか。最後の最後でお願いします。

○委員

強度行動障がいについて、今日は出てこなかったのが、資料 2 の 6 ページです。地域生活支援の充実のところ強度行動障がいについて記載されていますが、実績の推移のところ、せっかく大阪府がとても良い取り組みでしてくださっている、地域連携モデルを参考とした取り組みというのが 0 圏域であったというところの説明が聞きたいです。先ほどの地域移行のところにつながっております。地域が安心して住み続けることができる地域であるならば、入所施設を頼らなくてもいい。そのためには、モデル事業をやって、しっかりと

受け入れてほしいというところに繋がってくるので、これはぜひお答えが欲しいです。お願いします。

○事務局

地域生活支援課でございます。

資料にあります通り、地域連携モデルの取組みは令和 6 年度 0 圏域になっています。この実態を踏まえて、これを一つでも二つでも実績を作ろうとするときに、一つ上に、強度障がい者の実情や求める支援サービス等に関する調査の実施というところにも関連してくるのですが、そもそも市町村の皆様が、それぞれの圏域にどれほど対象となる人がいらっしゃるのか、事業所があるのかという、現状把握をしっかり踏まえた上でなければ、このモデルを参考とした取組みというのは現実難しいのではないかと認識として持っています。ですので、このモデルを参考とした取組みをするためにも、市町村の皆様に、まず圏域の実態調査を始めていただいて、当事者の方が求められておられるニーズ、提供できる支援、あるいは事業所ということ把握していただいた上でなければ、このモデルを参考とした取組みに繋げることは難しいかなと思っています。

ですので、令和 6 年度、今年度を踏まえて、市町村の皆様にその実態把握のためのツールを作成して、その展開も行っていますのでそれらを通じて、このモデルを参考とした取組みを少しでも各圏域で増えるように、私どもとしても進めていきたいと考えています。

○委員

実施されたのは二つだけですよね。ということは、それ以外の市町村は実態調査ができていないってことですか。今、市長も町長もいらっしゃいます。

○小野会長

コンパクトをお願いします。そこまでよろしいですかね。お答えをお願いします。

○事務局

全くその地域の実態把握されていないという意味ではないのですが、このモデルの取組みをするに足る十分な情報を把握されているかという、そこはなかなか十分に進んでないところもあるかと思いますので、これは府域全域で調査等ができるような体制、私ども支援に努めてまいりたいと考えています。

○小野会長

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

私は地域福祉をやっていますので、思うのですが、やはり、計画を作っていくのは、みんなで作っていかない限り、おそらく進んでいかないと思いますので、もちろんそれぞれ

の責任というのは当然果たした上で、ぜひ計画を皆さんと一緒に作っていけたらというふうに思います。よろしくお願いいたします。

ご発言いただけなかった方もずいぶん出てしまいました。申し訳ございませんが、内容としては以上ということになりますので、事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

○事務局

小野会長、委員の皆様ありがとうございました。それでは閉会にあたりまして、障がい福祉室長より一言ご挨拶申し上げます。

○障がい福祉室長

皆さん本日はお忙しいところ、本協議会にご参加ご出席いただきまして、貴重なご意見、賜りましてありがとうございます。

長時間、ご議論いただき、さぞお疲れのことと存じます。コンパクトにご挨拶させていただきたいと思います。

重要な議題が続く中で、小野会長におかれましては、円滑な進行にご尽力いただきましたこと、ありがとうございます。

本日たくさんご意見等をいただきました。いただいたご意見等を踏まえまして、引き続き、府の障がい福祉政策を推進してまいりたいと思います。また、次期障がい者計画の策定に向けまして、検討会の方で、今後、1月と3月の2回、会議の開催を予定しているところでございます。こちらの部会に参加いただいている委員の先生、本日もご出席いただいている先生もおられますが、引き続き、闊達なご議論いただけますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日は本当にどうもありがとうございました。

○事務局

最後に事務局からの報告です。来年度は次期計画策定に向けてご議論いただくことになっておりまして、次回の協議会は5月か6月ごろを予定しております。

日程調整のご連絡は改めてさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で、第59回大阪府障がい者施策推進協議会を閉会させていただきます。

本日は長時間にわたりありがとうございました。